

社会福祉法改正(平成30年4月施行)

【策定努力義務】

○第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として地域福祉計画を策定するよう努めるものとする。

【新たに記載すべき事項】

○地域における、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項※

○包括的な支援体制の整備に関する事項

【福祉分野の「上位計画」として位置づけ】

現状では、高齢者、障害者、子ども・子育てといった対象ごとに計画が策定され、それぞれに根拠法を異にしているが、これら各分野に共通して取り組むべき事項を市町村地域福祉計画に盛り込むことで、他の計画の「上位計画」として位置づけられる。

※共通して取り組むべき事項とは (注)すべてを行う必要はない。

様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、防犯・防災、社会教育、都市計画等)との連携	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題に着目した支援の在り方
制度の狭間の問題への対応の在り方	保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開	「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の圏域との考え方・関係の整理
住居に課題を抱える者、世帯への横断的な支援の在り方	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進
就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	役所・役場の全庁的な体制整備

【各計画との連携・調和】

市町村が既に策定している他の計画において、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その規定の計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。

この場合において、他の計画の全部又は一部をもって市町村地域福祉計画の一部とみなす旨を、市町村地域福祉計画の策定段階において明らかにしておく必要がある。

地域福祉計画

連携

調和

老人福祉計画・介護保険事業計画

障がい者プラン・障がい福祉計画
障がい児福祉計画

次世代育成支援佐世保市行動計画
子ども・子育て支援事業計画